

富田林市新庁舎建設工事  
評価基準

令和5年7月

富田林市

## 目次

1. 評価基準の位置付け.....	1
2. 評価方法.....	1
3. 評価項目、配点等.....	5
4. 技術提案の取扱い等.....	5

別表1 技術審査評価基準

別表2 入札価格審査評価基準

## 1. 評価基準の位置付け

本評価基準は、富田林市新庁舎建設工事 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）入札説明書（以下「入札説明書」という。）「1 2. 評価の実施及び結果の通知」に記載する富田林市建設工事総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）における評価方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等を定めるものです。

## 2. 評価方法

実績審査、技術審査、入札価格審査の各評価点の3項目を合計した評価点によって評価します。

$$\begin{array}{rcll} \text{評価点} & = & (1) \text{ 実績審査} & + (2) \text{ 技術審査} & + (3) \text{ 入札価格審査} \\ (100 \text{ 点}) & & (5 \text{ 点}) & & (45 \text{ 点}) & & (50 \text{ 点}) \end{array}$$

### (1) 実績審査（配点5点）

参加者及び本工事の配置予定技術者等の実績を評価するため、下記に示す基準により事務局が定量評価を行い、その結果を委員会に報告します。

なお、5者以上の参加がある場合は、下記ア、イに示す各項目に10を乗じた50点満点で審査の上、技術審査（技術提案書・プレゼンテーション）の対象者（5者程度）を選定します。

#### ア 参加者の実績【1.5点】

参加者の施工実績（建物用途、延べ面積、免震構造、施工条件）について評価を行います。平成25年度以降に日本国内で完成・引き渡し完了した実績3件について、1件あたり下記の基礎配点として、実績ごとに各区分に応じた係数を乗じたものの合計とします。また、実績がない場合は0点とします。

#### ①実績件数と1件あたりの基礎配点

実績件数	基礎配点
3	0.5

#### ②建物用途の区分

建物用途	係数
庁舎	1.0
庁舎以外の公共施設	0.8
銀行・本社ビル	0.5

#### ③延べ面積の区分

延べ面積	係数
15,000 m <sup>2</sup> 以上	1.0
7,500 m <sup>2</sup> 以上、15,000 m <sup>2</sup> 未満	0.8

④免震構造の区分

免震構造	係数
採用あり	1.0
採用なし	0.5

⑤施工条件の区分

施工条件	係数
工事期間中の施設利用あり	1.0
工事期間中の施設利用なし	0.5

⑥評価点の算出方法

評価点の計算は下表のとおりとなります。(小数点第3位以下を四捨五入)

① 基礎 配点	係数② 建物用途		係数③ 延べ面積		係数④ 免震構造		係数⑤ 施工条件		評価点 ①×②×③ ×④×⑤
	0.5	庁舎	1.0	15,000 m <sup>2</sup> 以上	1.0	採用あり	1.0	工事期間中の施設利用あり	1.0
庁舎以外の公共施設		0.8							
銀行・本社ビル		0.5	7,500 m <sup>2</sup> 以上、 15,000 m <sup>2</sup> 未満	0.8	採用なし	0.5	工事期間中の施設利用なし	0.5	

イ 配置予定技術者の実績【3.5点】

現場代理人、監理技術者、建築施工主任担当者、電気設備施工主任担当者、機械設備施工主任担当者（計5人）の施工実績（建物用途、延べ面積、免震構造、施工条件）について評価を行います。平成25年度以降に日本国内で完成・引き渡し完了した実績2件について、1件あたり下記の基礎配点として、実績ごとに各区分に応じた係数を乗じたものの合計とします。また、実績がない場合は0点とします。

①実績件数と1件あたりの基礎配点

実績件数	基礎配点
2	0.35

②建物用途の区分

建物用途	係数
庁舎	1.0
庁舎以外の公共施設	0.8
銀行・本社ビル	0.5

③延べ面積の区分

延べ面積	係数
15,000 m <sup>2</sup> 以上	1.0
7,500 m <sup>2</sup> 以上、15,000 m <sup>2</sup> 未満	0.8

④免震構造の区分

免震構造	係数
採用あり	1.0
採用なし	0.5

※電気設備施工主任担当者、機械設備施工主任担当者は、下記に示す⑥評価点の算出方法から係数④を除く。

⑤施工条件の区分

施工条件	係数
工事期間中の施設利用あり	1.0
工事期間中の施設利用なし	0.5

⑥評価点の算出方法

評価点の計算は下表のとおりとなります。(小数点第3位以下を四捨五入)

① 基礎 配点	係数② 建物用途		係数③ 延べ面積		係数④ 免震構造 ※		係数⑤ 施工条件		評価点 ①×②×③ ×④×⑤
	0.35	庁舎	1.0	15,000 m <sup>2</sup> 以上	1.0	採用 あり	1.0	工事期間中の 施設利用あり	
庁舎以外の 公共施設		0.8	7,500 m <sup>2</sup> 以 上、15,000 m <sup>2</sup> 未満						0.8
銀行・本社 ビル		0.5							

(2) 技術審査 (配点45点)

参加者の技術審査に係る提案書【様式7-6】の内容をプレゼンテーション・ヒアリングも踏まえ、別表1の基準により委員会の各委員が評価します。

ただし、地域貢献「①市内企業への発注や市内調達の貢献金額に関する具体的事項」については事務局にて定量評価を行います。その評価方法については下記のとおりです。

ア 地域貢献の提案に対する評価方法

※1 ※2-aに示す「市内企業」とは、「富田林市建設工事請負業者の等級別区分に関する要

綱」(平成12年富田林市要綱第58号)に基づく市内業者とします。また、※2-bに示す「その他市内企業」とは、所在地が富田林市内にある事業者とします。

※2 「①市内企業への発注や市内調達への貢献金額に関する具体的事項」について、以下に示す発注合計金額を技術審査に係る提案書【様式7-6】に記入してください。

なお、実績金額を工事段階で契約書や領収書等により確認しますので、確実に履行可能な金額で提案してください。達成できない場合(領収証等で確認ができない場合も含む。)の取扱い等については、入札説明書「15. 提案書内容不履行の場合の措置」に記載のとおりです。

a 下請けにおける市内企業への発注金額

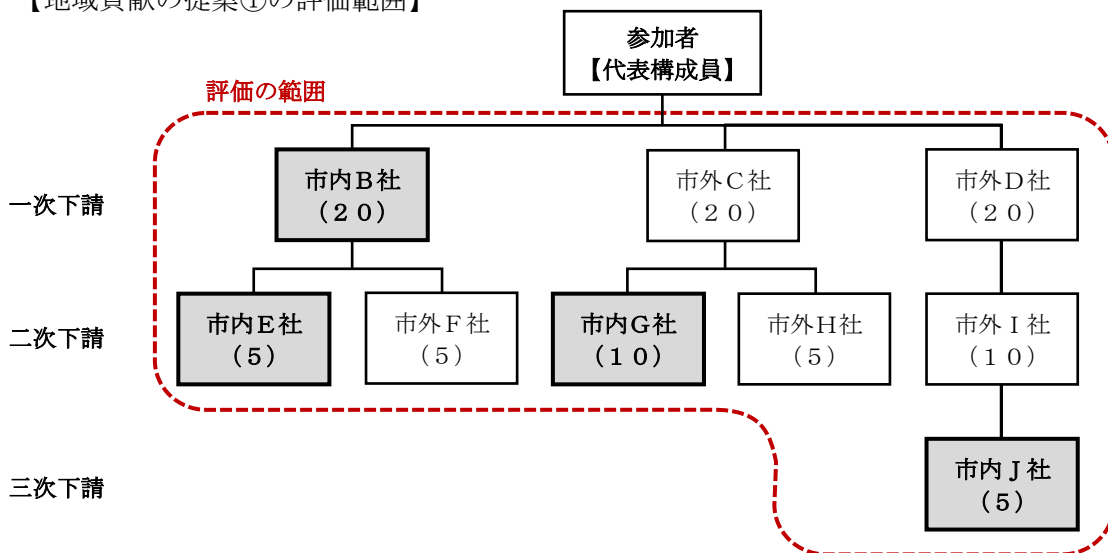
元請から下請けとなる市内企業に発注した金額を算出対象範囲とし、二次下請以降の市内企業への重複発注については加算しないものとします。(下図、【地域貢献の提案①の評価範囲】参照ください。)

ただし、その契約関係及び金額を契約書等の書面で証明できるものに限ります。

b その他市内企業への発注金額

- ・資機材等購入費：元請から直接その他市内企業へ発注した資機材の購入又はリース、その他日用品の購入や役務の提供、燃料費などの金額を算出対象範囲とします。
- ・住居等費用：元請が直接その他市内企業より調達した社宅借上料やホテル等宿泊費・飲食費などを算出対象範囲とします。(レンタカー、タクシー代等含む。)

【地域貢献の提案①の評価範囲】



※各下請に記載している( )内は、発注金額を示す。

**下請け発注金額にかかる地域経済への貢献額**  
 (B社 (E社含む) - F社) + G社 + J社 = 貢献額  
 (20 - 5) + 10 + 5 = 30

### (3) 入札価格審査（配点50点）

入札価格を評価するため、参加者より提出された入札見積書【様式7-2】に記載された金額を別表2の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を委員会に報告します。

### (4) 落札候補者の選定

- ア 実績審査、技術審査及び入札価格審査の各評価点を合算した合計評価点を算定し、参加者の順位を決定します。
- イ 順位が1位の参加者を落札候補者とします。
- ウ 合計評価点と同じ参加者が2者以上の場合は入札価格審査の評価点が高い者を上位とし、入札価格審査の評価点も同じ場合は技術審査の評価点が高い者を上位とし、技術審査の評価点も同じ場合は実績審査のうち、配置予定技術者の実績の評価点が高い者を上位とし、実績審査の配置予定技術者の実績評価点も同じ場合は、委員会の判断で決定します。
- エ 参加者が1者であっても、提案書等の審査を実施し、本市の基準を満たしている場合は、落札候補者として選定します。

## 3. 評価項目、配点等

各評価の評価項目や評価の視点、配点については、別表1～2のとおりです。

また、技術審査はそれぞれ各委員の評価点を提案項目ごとに平均して算出します。平均の算出にあたっては小数点第3位以下を四捨五入した点数とします。

なお、技術審査において、各委員は提案された内容を踏まえた上で、提案項目ごとの配点に以下の係数を乗じた点数をもって評価を行います。

評価	係数
A：優れた提案である	1.0
B：やや優れた提案である	0.8
C：標準的な提案である	0.6
D：標準にはやや及ばない提案である	0.4
E：標準には及ばない提案である	0.2
F：評価できる記載がない	0

## 4. 技術提案の取扱い等

本工事の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合、又は、本工事の完了前にあっても履行できないと認められた場合の違約金については、(1)の算定式により徴収します。

なお、評価基準の別表1 技術評価の提案項目 A事業全般 ウ地域貢献 ①市内企業への発注や市内調達の貢献金額に関する具体的事項にて、受注者から提案された金額について、受注者の責に帰すべき事由によりこれを満足できない場合は(2)の算定式により、請負金額に、入札価格審

査（配点50点）に対する受注者が得た当該項目の得点の割合と、受注者の当該項目の未達成度（ $\alpha$ ）を乗じた金額を徴収する。

**（1）技術提案に係る違約金の算定式**

$$\begin{aligned} \text{市が受注者より徴収する金額} \\ = \text{請負金額} \times \left( 1 - \frac{\text{履行できない提案を控除した場合の評価点}}{\text{受注者が得た技術審査の評価点}} \right) \end{aligned}$$

**（2）地域貢献（A-ウ-①）に係る違約金の算定式**

$$\begin{aligned} \text{市が受注者より徴収する金額} \\ = \text{請負金額} \times \left( \frac{\text{受注者が得た当該項目の得点}}{\text{入札価格審査（配点50点）}} \right) \times \alpha \end{aligned}$$

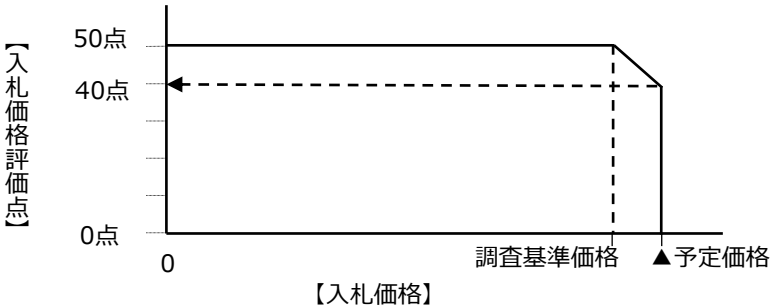
$$\text{受注者の当該項目の未達成度} \quad \alpha = 1 - \frac{\text{市内企業への発注実績金額}}{\text{市内企業への発注提案金額}}$$



別表1 技術審査評価基準 (45点)

技術評価の提案項目		求める提案内容	期待する提案例	配点
A 事業全般	ア 施工体制	本事業の特性を考慮した施工体制	① 工事特性や施工内容に相応しい施工体制及び技術者の配置 ② 発注者との連携方法や、市民対応を考慮した体制	4.0
	イ 工程管理・施工管理 (品質・リスクマネジメント・コスト)	本事業の特性を考慮した品質管理方法 市民サービスの維持に寄与する工程管理手法 社会情勢に対応したコスト管理手法	① 優れた施工品質と高い施工精度を確保するための具体的な品質管理方法 ② 社会情勢の変化や施工におけるリスクを考慮した工期遵守のための工程管理方法 ③ 建設資材高騰の影響を未然に防ぐ等、社会情勢に対応したコスト管理方法	5.0
	ウ 地域貢献	市内企業への発注や市内調達の取組みなどの方策	① 市内企業への発注や市内調達の貢献金額に関する具体的事項 ※評価点は次の式により算出する。(配点:5.0) (参加者Aの提案金額÷参加者中の最高提案金額)×5.0 ② 市内企業との連携やその他地域経済活性化に資する取り組み内容	6.0
	エ 環境負荷低減・その他	環境負荷低減やアフターフォロー等に関する提案	① 地球環境負荷低減、リサイクル等への取り組み内容 ② 完成後の設備機器の調整など、アフターフォローに関する具体的な体制や方法 ③ 周辺住民や市民への環境負荷低減、周知活動の具体的な方法 ④ 建設業界における働き方改革への対応(会社としての取組)	4.0
小 計				19.0
B 施工計画	ア 施工手順	合理的な施工計画	① 設計図書に沿った、より合理的で実効性の高い施工手順 ② 工事特性を考慮し、各工事ステップに応じた施工計画	6.0
	イ 全体工程	関連工事等との調整・移転を考慮した竣工までの全体工程	① 各工事との効果的な連携調整や庁舎機能の移転作業期間等を考慮した工程計画	6.0
	ウ 工事中の庁舎利用	工事中の行政機能の維持に寄与する方策	① 庁舎機能を維持した上での現地建替えという工事特性を考慮した安全管理・施工管理等の具体的な方策 ② 敷地内のバリアフリー等、利便性・安全性に配慮した来庁者・職員動線の確保や周知方法に関する具体的な方策 ③ 各工事ステップにおける円滑な市民サービス提供に寄与する具体的な方策 ④ 各工事ステップにおける来庁者駐車場確保の具体的な方策	8.0
	エ 周辺環境への配慮	周辺環境配慮への取組み	① 隣接する小学校や住宅、近隣施設等に対する工事期間中の通常時、及び暴風時、地震時の安全対策や騒音対策などの方法	6.0
小 計				26.0
<b>合 計</b>				<b>45.0</b>
<b>■評価の視点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上に示す分類A及びBの評価に際しては、「求める提案内容」に合致しているかどうか、項目ごとの的確性、実現性、創造性、及び業務の理解度について、「期待する提案例」に沿って評価する。</li> <li>・ 提出された技術提案書と、プレゼンテーション及びヒアリングも踏まえ、審査委員によって総合的に評価を行う。</li> <li>・ A.事業全般 ウ) 地域貢献の提案のうち、①については事務局にて定量評価を行う。</li> </ul>				

別表2 入札価格審査評価基準 (50点)

評価項目	評価方法	配点
<p>入札見積書に記載された金額 (入札価格)</p>	<p>入札価格審査の評価点は、以下の式により採点する。</p> <p>評価点=50-100×((入札価格-調査基準価格)÷予定価格) (小数点第3位以下を四捨五入)</p> <p>例：予定価格に対する調査基準価格の割合が90%の場合(下図)</p> 	50.0
合 計		50.0